

東久留米市清掃指導員証

第 号

氏名

年 月 日生

上記の者は、東久留米市清掃指導員であることを証明する。

平成 年 月 日

東久留米市長

印

(裏)

この証明書を携帯する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項及び東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年東久留米市条例第28号）第45条に規定する立入り検査をする職権を有する者で、その関係条文は、次のとおりである。

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例抜粋

(立入り検査)

- 第44条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 第1項の規定による立入り検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。